

IFRS S1号及びIFRS S2号の概要

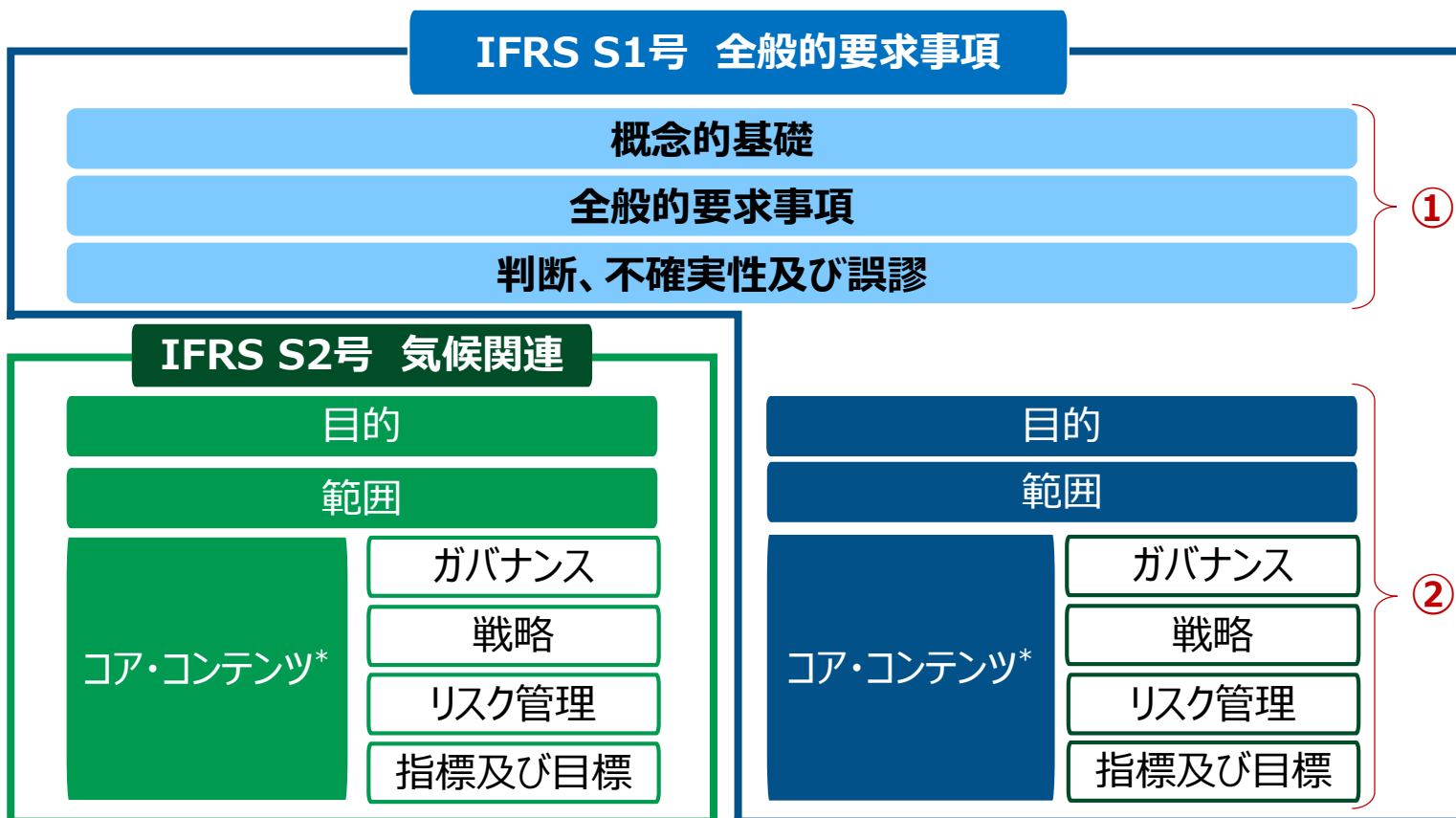
2023年9月

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局

- ❖ **国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、2023年6月26日に、設立後初めての基準となる、IFRS S1号及びIFRS S2号を公表**
 - ◆ ISSBは、2021年11月に、投資者の情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを開発するために設立された
 - ◆ 2022年3月に、公開草案を公表し、120日の協議期間の後に、初めての基準であるIFRS S1号及びIFRS S2号を公表した
- ❖ **ISSBが、2023年5月11日に、公開草案「SASBスタンダード®の国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」を公表**
 - ◆ 産業別のサステナビリティ開示基準であるSASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるためにISSBが開発した方法論に関して意見を求めるもの
 - ◆ コメント期限：2023年8月9日
- ❖ **ISSBが、2023年5月4日に、情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」を公表**
 - ◆ IFRS S1号及びIFRS S2号の次のアジェンダの優先度に関して意見を求めるもの
 - ◆ コメント期限：2023年9月1日

IFRS S1号とIFRS S2号の構成

- IFRS S1号には、①サステナビリティ関連の開示を作成する際の、基本的な事項を定めた部分と、②テーマ別基準がない場合に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（コア・コンテンツ）を定めた部分とで構成されている。



(*)コア・コンテンツの要求事項は、TCFD（金融安定理事会（FSB）による気候関連財務開示タスクフォース）提言を基礎としている。2024年よりTCFDに関するモニタリングの責任がISSBに移管され、TCFDは発展的に解消される予定である。

IFRS S1号における、公開草案からの主な変更点

- ◆ 特定の要求事項において、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を用いることを要求
- ◆ コネクティビティの概念の明確化
- ◆ 機会に関する商業上の機密情報について、一定の条件下における開示の免除
- ◆ 救済措置の設定

IFRS S2号における、公開草案からの主な変更点

- ◆ GHGプロトコル・コーポレート基準等の利用の明確化
- ◆ 法域の法令等でGHGプロトコル以外の測定方法が要求されている場合、使用を容認
- ◆ スコープ2のGHG排出について、ロケーション基準による測定を要求
- ◆ SASBスタンダードを基礎とした産業別ガイダンス（次頁参照）は、参照して適用可能性を考慮することを要求
- ◆ 救済措置の設定

公開草案

- IFRS S2号[案]の付録B「産業別開示要求」として、**基準の一部を構成するもの**と位置付けることが提案されていた
- 産業別の指標の開示にあたり、付録B「産業別開示要求」の産業別の開示トピックを参照し、**特定の産業別の指標の開示**を要求することが提案されていた

確定基準

- IFRS S2号の付属ガイダンスとして、**基準の一部を構成しないもの**と位置付けられた
 - IFRS S2号の開示要求の一部を適用するための**考えられる方法を提案する**ガイダンスであるが、追加的な要求事項を記載したものではない
- IFRS S2号は、産業別の指標の開示を要求するものの、「**産業別ガイダンス**」に含まれる**産業別の指標の開示は要求しない**
 - 参照し、適用可能性を考慮することを要求するのみ。適用可能性を考慮した結果として開示されることはある

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」

目的	一般目的財務報告書の 主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な 、サステナビリティ関連の リスク及び機会に関する情報を開示 することを企業に要求する
報告企業	関連する 財務諸表と同じ 報告企業（連結ベースの企業集団）
報告期間	財務諸表と同じ 報告期間（ただし、年度開示のみ）
報告のタイミング	一般目的財務報告書の一部として、 財務諸表と同時に 報告
コア・コンテンツ	ガバナンス、戦略、リスク管理 、並びに 指標及び目標 に関する開示を提供
リスク及び機会の識別	サステナビリティ関連の リスク及び機会を識別するにあたり 、以下が要求される (1) IFRSサステナビリティ開示基準を適用 (2) SASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮
開示要求の識別	開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1) リスク又は機会に適用される IFRSサステナビリティ開示基準を適用 (2) 適用されるIFRSサステナビリティ開示基準がない場合には、 SASBスタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮
重要性	企業は、 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示 （次頁参照）
コネクティビティ	情報が関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表における つながりを理解できる情報を提供

サステナビリティ関連のリスク及び機会

リスク及び機会の識別

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる
すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会

開示要求の識別

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる
すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報

重要性の判断

「IFRSサステナビリティ開示基準」に基づく
サステナビリティ関連財務開示

IFRS S2号「気候関連開示」

目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求する
コア・コンテンツ	TCFD提言を踏まえ、気候関連のリスク及び機会に関して、ガバナンス、戦略（シナリオ分析に基づく気候レジリエンスの評価を含む）、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供
産業横断的指標 カテゴリー	以下の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の開示 (1) スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス（GHG）排出 (2) 移行リスク、(3) 物理的リスク、(4) 機会、(5) 資本投下 (6) 内部炭素価格、(7) 報酬
GHG排出	原則としてGHGプロトコルを用いることが要求されるが、法域の法令等でGHGプロトコルと異なる測定方法が求められる場合は、当該方法の利用が認められる
スコープ2	マーケット基準ではなく、ロケーション基準により開示（契約証書について利用者の理解に必要な情報の提供を含む）
スコープ3	スコープ3排出に含めたカテゴリーを開示
産業別指標	産業別指標の開示が要求される。「産業別ガイダンス」の適用は要求されないが、参照し、その適用可能性を考慮

◆ 発効日

- ◆ 2024年1月1日以後開始する事業年度から適用
- ◆ 早期適用は可能であり、早期適用する場合は、その旨を開示するとともに、IFRS S1号とS2号を同時に適用しなければならない
- ◆ 適用を求めるかどうかは各法域が判断

◆ 経過措置

◆ 比較情報：

すべての定量情報（金額に限らない）において、前年度との比較情報が求められるが適用初年度においては、比較情報を開示することは求められない

◆ 報告時期：

適用初年度においてのみ、財務諸表と同時に公表しないことが認められる

◆ 気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報：

適用初年度においてのみ、気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示し、気候以外の、他のサステナビリティに関する事項については、開示しないことが認められる

